

第1回 長野県福祉医療費給付事業検討会 次第

日時：平成29年1月27日（金）

14:00～

場所：長野県庁議会棟第2特別会議室

1 開 会

2 挨拶

3 会議事項

- (1) 長野県の福祉医療費給付事業の概要及び実施状況について 資料1
- (2) 国の国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置の見直しについて 資料2
- (3) 長野県福祉医療費給付事業検討会の設置について 資料3
- (4) 検討会における主要検討項目について 資料4
- (5) 今後の検討スケジュールについて
- (6) そ の 他

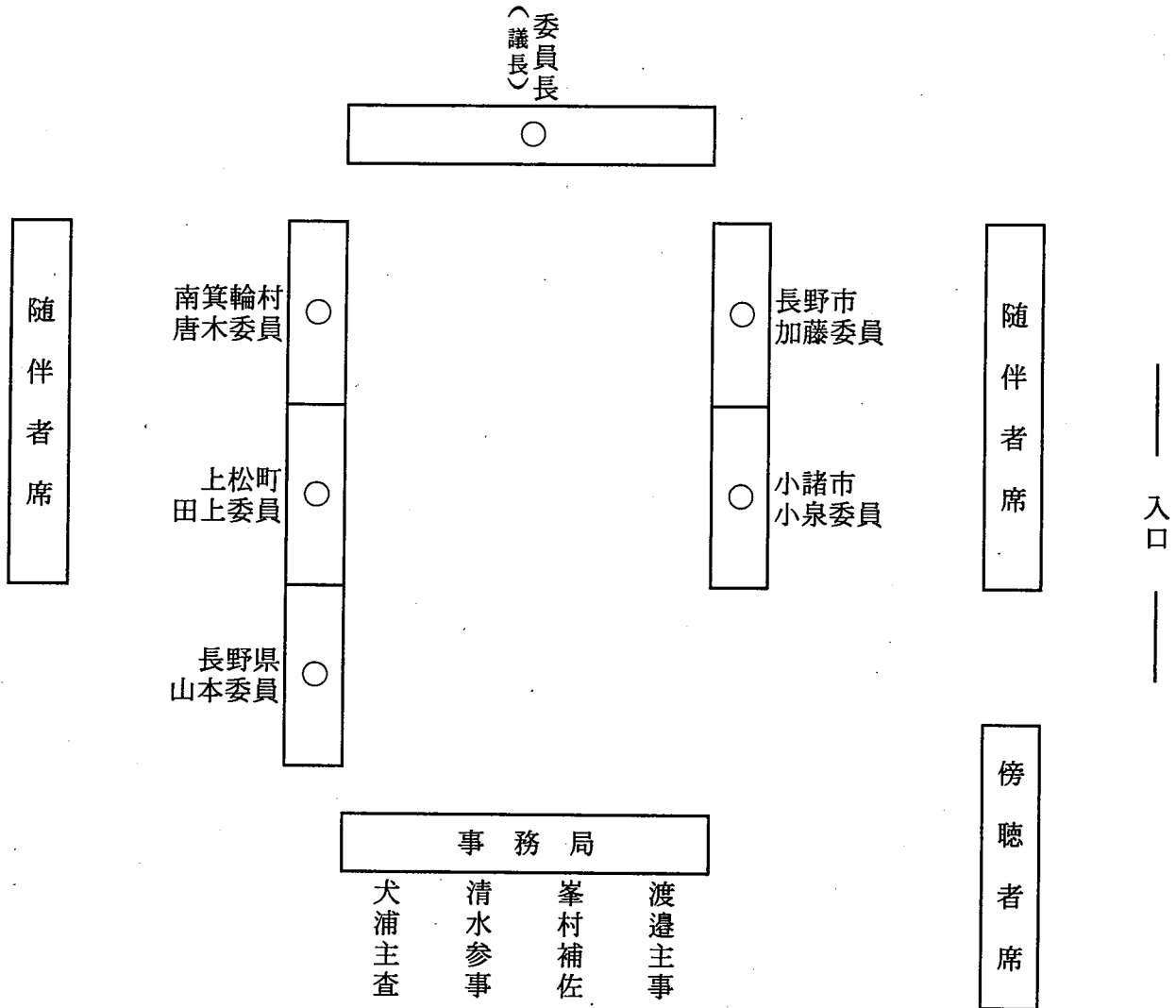
4 閉 会

第1回 長野県福祉医療費給付事業検討会 座席表

日時：平成29年1月27日（金）

時間：14:00～

場所：長野県庁議会棟第2特別会議室



○出席者

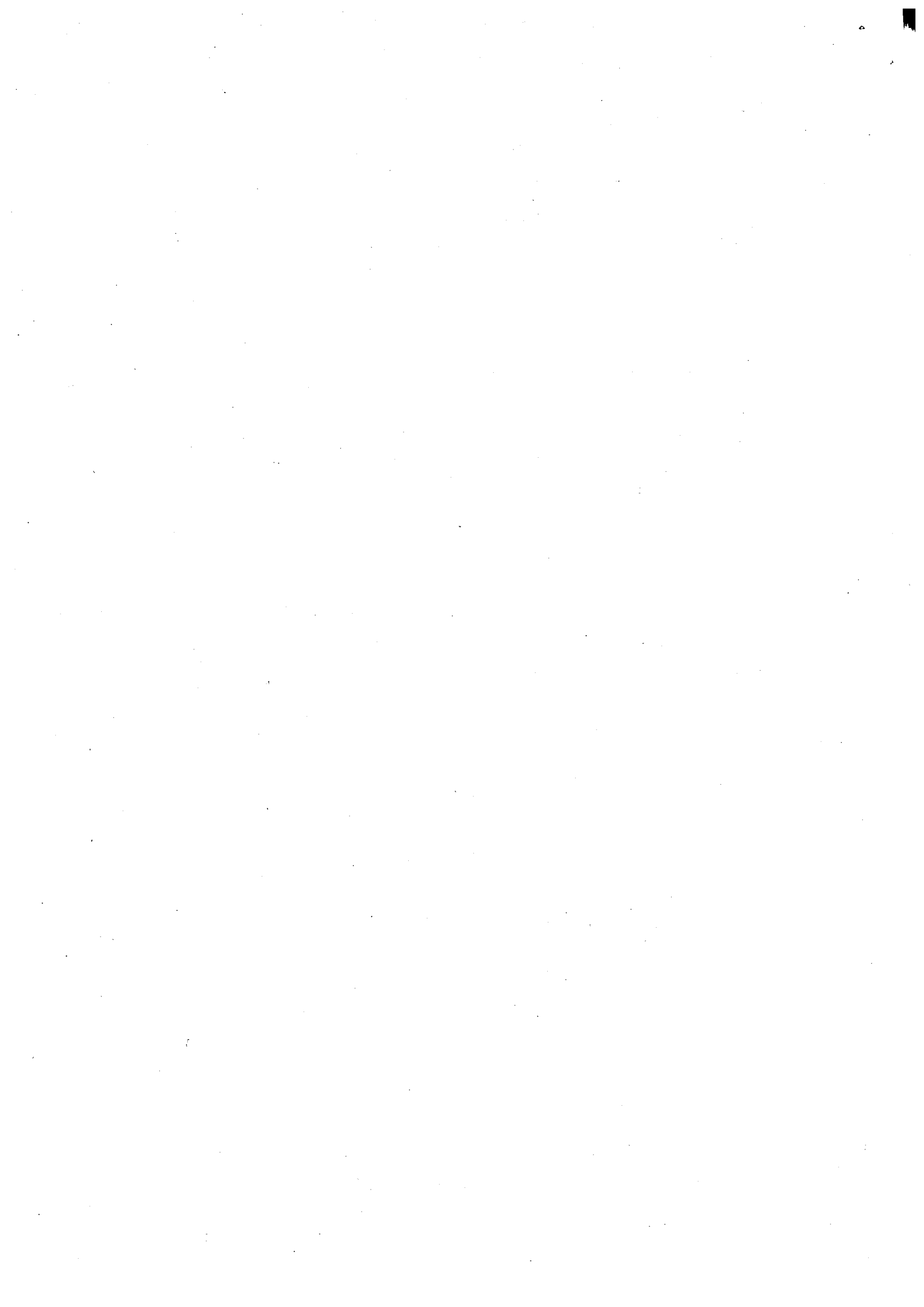
長野市長	加藤 久雄
小諸市長	小泉 俊博
南箕輪村長	唐木 一直
上松町長	田上 正男
長野県健康福祉部長	山本 英紀

○事務局（長野県 健康福祉部 健康福祉政策課）

参事兼課長	清水 剛一
医療福祉係長	峯村 敏彰
主査	犬浦久美子
主事	渡邊 健朗

(1) 長野県福祉医療費給付事業の概要
及び実施状況について

長野県福祉医療費給付事業検討会事務局
(長野県健康福祉部健康福祉政策課)



福祉医療費給付事業補助金の概要

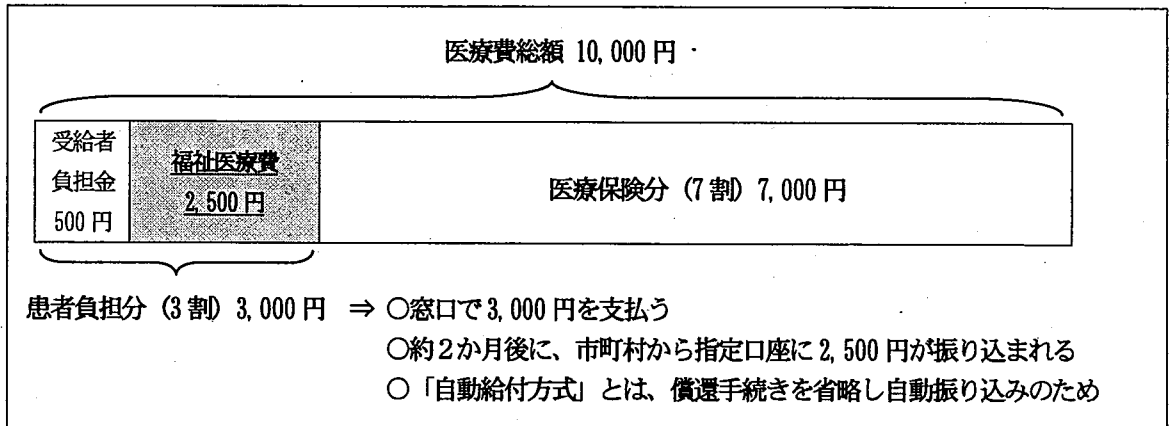
1 概要

市町村が行う医療費の自己負担分への助成のうち、乳幼児等、障がい者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子に対し要する経費について、市町村に補助金を交付する。

2 根拠 福祉医療費給付事業補助金交付要綱(昭和46年3月31日告示第168号)

3 補助範囲 通院及び入院に係る自己負担分(入院のみ、通院のみの区分あり)

(例) 患者負担3割、医療費が10,000円の場合



4 補助率 県1/2

5 補助対象者

(平成27年4月1日～)

区 分	所 得 制 限
乳幼児等(通院:小学校就学前まで) (入院:中学校3年生まで)	所得制限なし
障がい者 <ul style="list-style-type: none"> ・身体1～3級(入通院) ・知的A1～B1(入通院) ・精神1級(通院のみ) 精神2級(自立支援医療の精神通院医療のみ) ・65歳以上国民年金法施行令該当(入通院) 	①年度末年齢が18歳までの者 所得制限なし ②①以降 特別障害者手当準拠、 (身障3級、精神2級は所得税非課税者)
母子家庭の母子(※)、父母のいない児童(※) (入通院)	児童扶養手当準拠
父子家庭の父子(※) (入通院)	

※18歳未満又は20歳未満高等学校等卒業まで

6 受給者負担金: 1レセプト当たり500円

福祉医療費給付事業の沿革

年月日	障がい者	乳幼児等	母子家庭等	父子家庭	(参考)老人	医療保険制度の改正
昭和46.4.1					<制度創設> 75歳以上の入院外	
47.4.1	<制度創設> 20歳未満で特児手当法第3条第1項該当者				75歳以上の入院を加える	
48.1.1					70歳以上(法非該当者)に対象者を拡大	48.1.1 ○老人福祉法改正 老人医療費支給制度開始
48.4.1	20歳以上要常時介護者(身障手帳・愛の手帳交付者)を加える	<制度創設> 2歳未満児(所得制限なし、1,000円の一部負担)				
48.10.1					65~69歳寝たきり等(法非該当者)を加える	48.10.1 ○老人福祉法改正 65歳以上寝たきり老人を対象 ○高額療養費支給制度(任意給付)開始
49.4.1						
49.7.11	補助金交付要綱を一本化					
49.11.1					<制度創設> 母子家庭:父母のない児童(子:児童は18歳未満)で所得税非課税	
50.4.1					50歳以上独り暮らし女子(所得税非課税者)に対する助成開始	
50.10.1	・20歳未満で特児手当法1級該当児 ・20歳以上で身障手帳1級該当者 ・20歳以上で要常時介護者(身障手帳2級以下、療育手帳A1)				65歳以上70歳未満の独り暮らし老人に対する助成開始	
53.7.1					68歳以上70歳未満の低所得老人に対する助成開始	
54.10.1	対象者拡大(身障手帳2級該当者)				<制度創設> 父子家庭の父子(子は18歳未満)で所得税非課税者	
56.7.1	対象者拡大(身障手帳3級で所得税非課税者、戦傷病者)					
58.2.1	65歳以上で寝たきり等の者を加える				独り暮らし女子に老人保健法を準用した一部負担金導入	58.2.1 ○老人保健法施行
58.7.1					老人保健法を準用した一部負担金導入	
58.7.1		乳幼児医療に児童手当本則給付専用の所得制限を導入(10日以上入院については所得制限なし)			母子・父子家庭対象の子、父母のない児童の範囲に18歳以上20歳未満で高等学校等に在学・在校の者を加える	59.10.1 ○健康保険法改正 定率制導入
平成6.10.1					独り暮らし女子の助成廃止(経過措置あり)	
8.7.1						平成6.10.1 ○健康保険法等改正 入院時食事療養費の創設
9.9.1						9.9.1 ○健康保険法等改正 外来薬剤一部負担金の導入
11.7.1					外来薬剤一部負担金について支給対象とする	11.7.1 ○老人保健の薬剤一部負担金免除
12.4.1						12.4.1 ○介護保険法の施行
13.1.1						13.1.1 ○健康保険法等改正 高額療養費に定率負担部分導入及び上位所得者区分を創設 老人保健の一部負担に定率制及び高額医療費制度導入及び薬剤一部負担金廃止
14.10.1						14.10.1 ○健康保険法等改正 3歳未満乳幼児の給付率8割統一 老人保健の対象年齢引き上げ、一部負担完全定率制移行及び高額医療費制度の自己負担限度額等の改正
15.7.1	自動給付方式導入・医療費貸付制度の導入					15.4.1 ○健康保険法等改正 3歳未満及び高齢者を除き、給付率を7割に統一 薬剤一部負担金全廃
15.7.1	受給者負担金(1レセプト3,000円)の導入	入院時食事療養費標準負担額への補助廃止	所得制限の緩和(所得税非課税者→児童扶養手当(一部支給)準拠)	独り暮らし老人の助成廃止(経過措置あり)		
18.4.1	対象区分変更(療育手帳B1以上及び精神手帳1級通院を对象に追加、特児1級及び20歳以上身障3級以下要常時介護を他の区分に統合及び廃止) 所得制限導入(特別障害者手当準拠)	対象年齢引き上げ(入院:就学前、外来:4歳未満) 所得制限導入(児童手当法(特例給付含む)準拠)				
20.4.1					68歳以上70歳未満老人の助成廃止(経過措置あり)	20.4.1 ○後期高齢者医療制度施行 ○老人保健法改正(高齢者医療確保法) 高齢者医療確保法 ○健康保険法等改正 3歳から小学校就学前乳幼児の給付率を8割に引き上げ、70歳から74歳の給付率を9割から8割に
20.8.1	精神1級通院の所得制限を緩和(特別障害者手当準拠)	通院対象年齢引き上げ(4歳未満→就学前) 所得制限廃止				18.4.1 ○障害者自立支援法施行
21.10.1						
22.3.31						
22.4.1	対象拡大:精神2級通院(自立支援医療の精神通院を追加、所得制限:所得税非課税)	入院対象年齢引き上げ(就学前→小3) 所得制限なし			経過措置終了	
27.4.1	所得制限なし(年度末年齢18歳まで)	入院対象年齢引き上げ(小3→中3)				27.1.1 ○健康保険法等改正 70歳未満の高額療養費所得区分細分化 ○難病法施行



(2) 国の国民健康保険国庫負担金等の
減額調整措置の見直しについて

長野県福祉医療費給付事業検討会事務局
(長野県健康福祉部健康福祉政策課)

現物給付化した場合の国民健康保険国庫負担金等の調整措置について

○概要

市町村が実施する福祉医療制度などにより、一部負担金を現物給付した場合には、患者が医療機関にかかりやすくなり、その結果、受診回数が増えるなどの医療費の波及増が生じるとして、制度未実施の他の市町村との国庫負担金等の配分上の公平化を図るため、一定の基準を設けて負担金・交付金の減額調整措置が行われている。

○減額調整措置の対象となる条件

現物給付対象（※）の被保険者の合計数が、当該市町村のその年度の4月1日現在における被保険者総数の1%を超えた場合

- ※1 対象の捉え方は、実際の医療機関受診者数ではなく、受給者証交付者数となる。
- ※2 県単独事業である、ウイルス肝炎地単事業、特定疾病医療費助成事業（溶血性貧血、汎発性血管内血液凝固）は、現物給付化されているため対象者数に含まれる。

○減額調整措置の対象となる負担金・交付金

下記表中の網掛けの負担金・交付金が減額調整措置の対象となる。

医療費					
保険者負担（保険給付費）					本人負担
国庫負担金 41%		県調整交付金 9%		保険料（税）50%	
療養給付費等 負担金 32%	調整交付金 9%	普通調整 7%	特別調整 2%		
	普通調整 7%	特別調整 2%	普通調整 6%		特別調整 3%
					定率負担 6歳未満：20% 6～69歳：30% 70～74歳：20% 75歳以上：10%

○減額調整額の算定方法

- ・おおむね次の算式により求められる。

$$\text{減額調整額} = \text{福祉医療に係る医療費総額} \times \text{保険者負担割合 (70\sim90\%)} \times \text{減額される割合 [下表]} \times \text{負担金・交付金補助率}$$

※減額される割合（注1）

窓口負担額/総医療費 割合	5%以内 (受給者負担金 500円)	0% (受給者負担金 0円)
一般 (7割給付)	0.1210	0.1573
未就学児 (8割給付)	0.1020	0.1389

注1：概ね上表の率となるが、窓口負担額及び総医療費の実績額に基づき、適用すべき「割合」を算定する必要がある。（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令などを参照）

【計算例】一般（7割給付）：福祉医療に係る医療費総額 100,000千円の場合のペナルティ概算額
 （受給者負担金 500円） 3,811,500円 = 100,000,000円 × 70% × 0.1210 × 45%
 （受給者負担金 0円） 4,954,950円 = 100,000,000円 × 70% × 0.1573 × 45%
 ⇒ 0円とした場合、1,143,450円の増加（3割増加）

○平成28年12月22日付け保国発1222第1号 厚生労働省保険局国民健康保険課長通知

「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく子ども医療費助成に係る国保の減額措置に関する検討結果について（抜粋）
 地方公共団体が独自に行う子ども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置について、全ての市町村が未就学児までは何らかの助成措置を実施している実態等を踏まえ、自治体の少子化対策の取組を支援する観点から、平成30年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整措置を行わないこととする。

都道府県民生主管部 (局)
国民健康保険主管課 (部) 長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
(公 印 省 略)

「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置に関する検討結果について

地方公共団体が独自に行う子ども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置については、本年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」(以下「検討会」という。)での取りまとめ(平成 28 年 3 月 28 日)を踏まえ、見直しを含め検討し、年末までに結論を得ることとされていた。これに基づき、社会保障審議会医療保険部会での議論を経て、本年 12 月 17 日に「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」において、別紙のとおり見直し案を提示したところである。以上を踏まえ、今般、厚生労働省として下記のとおり見直しこととした。

今後、国民健康保険の事務負担金等の交付額等の算定に関する省令(昭和 47 年 3 月 31 日厚生省令第 11 号)等の一部を改正した上で、追って改正の内容等を正式に通知する予定であるが、あらかじめ下記の見直し内容について貴管内市町村へ周知いただき、その円滑な実施にご配慮いただきたい。

なお、この通知については、関係省と協議済みであることを申し添える。

記

第 1 見直しの内容

地方公共団体が独自に行う子ども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置について、全ての市町村が未就学児までは何らかの助成措置を実施している実態等を踏まえ、自治体の少子化対策の取組を支援する観点から、平成 30 年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整措置を行わないこととする。なお、見直しにより生じた財源については、各自自治体において、更なる医療費助成の拡大ではなく他の少子化対策の拡充に充てていただくことを求めるものとする。

第 2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日施行とする。

子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置について (案)

平成 28 年 12 月 17 日
厚生労働省

○ 子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置については、限られた財源の公平な配分や国保財政に与える影響等の観点から、増加した医療費分の公費負担を減額調整しているものであるが、かねてより地方団体から廃止の要望をいただいていた中で、本年 6 月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、見直しを含め検討し、年末までに結論を得るものとされたことを踏まえ、厚生労働省においては、これまで社会保障審議会医療保険部会等において検討を行ってきた。

○ 厚生労働省としては、全ての市町村が未就学児までは何らかの助成措置を実施している実態等を踏まえ、自治体の少子化対策の取組を支援する観点から、平成 30 年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整措置を行わないこととしたい。なお、見直しにより生じた財源については、各自自治体において、更なる医療費助成の拡大ではなく他の少子化対策の拡充に充てていただくことを求めるものとする。

【参考 1】

ニッポン一億総活躍プラン(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)(抄)

子どもの医療制度の在り方等に関する検討会での取りまとめを踏まえ、国民健康保険の減額調整措置について見直しを含め検討し、年末までに結論を得る

【参考 2】

「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」議論の取りまとめ(平成 28 年 3 月 28 日)(抄)

子どもの医療に関する国保の減額調整措置については、本検討会でも賛否両面から様々な意見があったが、「一億総活躍社会」に向けて政府全体として少子化対策を推進する中で、地方自治体の取組を支援する観点から、早急に見直すべきとの意見が大勢を占めた。

その際には、

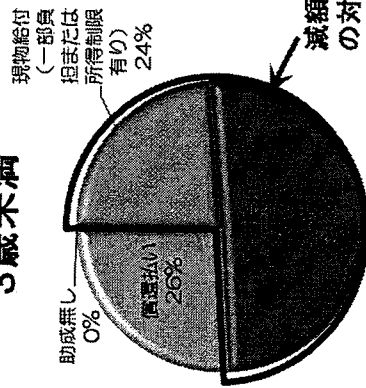
- ・ 医療費無償化による受益拡大等が医療保険制度全体の規律や医療提供体制に与える影響
- ・ 負担能力に応じた負担とする視点や過度な給付拡大競争の抑制
- ・ 小児科のかかりつけ医の普及、保護者等への啓発普及、他の子育て支援策の充実など併せて取り組むべき事項
- ・ 必要となる公費財源や財源の有効活用など財政再建計画との整合性等の観点を踏まえつつ、検討を行うべきである。

子ども医療費助成の実施状況（厚生労働省保険局調べ（速報））

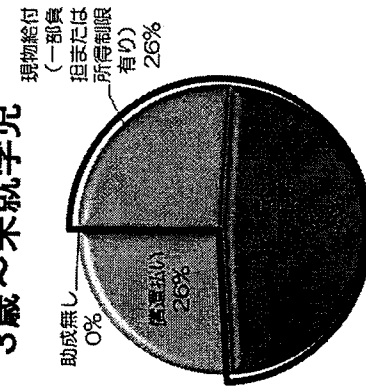
○ 医療保険制度における子どもの自己負担額（3割、ただし未就学児は2割）分に係る医療費助成については、市町村ごとに、対象年齢、自己負担の有無等で様々な違いがあるが、未就学児に限定すれば、すべての市町村が何らかの医療費助成を実施している。

○ 入院（市町村数ベース）

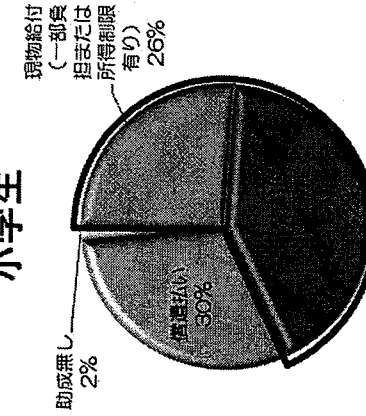
3歳未満



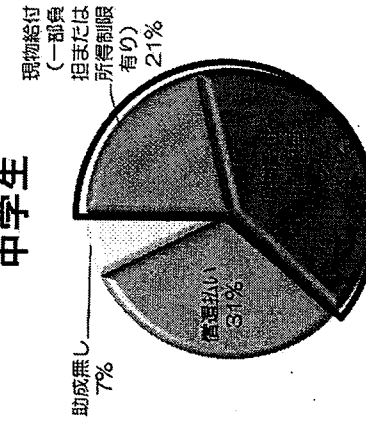
3歳～未就学児



小学生

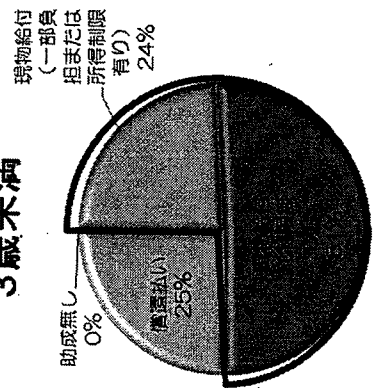


中学生

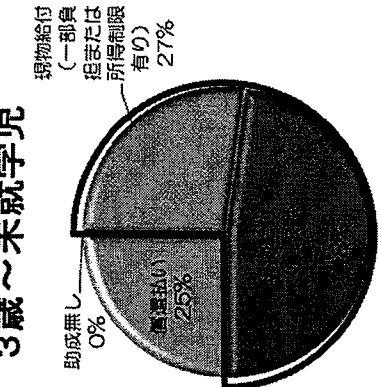


○ 外来（市町村数ベース）

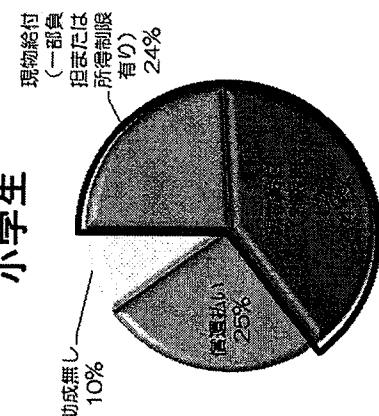
3歳未満



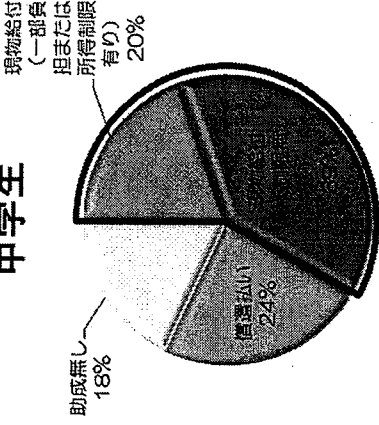
3歳～未就学児



小学生



中学生



減額調整措置の対象

※平成28年10月6日付け「乳幼児等に係る医療費の援助」についての追加調査



(3) 長野県福祉医療費給付事業検討会の
設置について

長野県福祉医療費給付事業検討会事務局
(長野県健康福祉部健康福祉政策課)

県福祉医療費給付事業補助金の見直しについて

長野県 健康福祉部 健康福祉政策課

1 目的

国における医療保険制度改革及び福祉医療をとりまく状況の変化等を踏まえ、今後とも長野県の福祉医療制度が将来にわたり持続可能な制度として、県民福祉の向上に寄与するため、「長野県福祉医療費給付事業補助金」の見直し等所要の検討を行う。

2 制度の見直しの必要性

本県では、これまで、現物給付方式の実施に要するコスト（国民健康保険国庫負担金の減額調整に対する補填）が大きい等の理由により、自動給付方式による給付を行ってきたが、国において、平成 30 年度より、未就学児を対象とした医療費助成については、減額調整措置を行わないとする見直しがなされたことにより、給付方式の見直しの検討が必要となった。

〈本県の給付方式に対する考え方〉

○平成 14 年 10 月 長野県における福祉医療制度のあり方の検討に関する報告書（抜粋）

医療費助成の仕組みとしては、償還払い方式よりも現物給付方式の方が、制度へのアクセスが容易ではあるが、現物給付方式の実施に要するコスト（国民健康保険国庫負担金の減額調整に対する補填、健康保険組合における附加給付の停止に伴う事業費の増 等）の大きさを踏まえれば、これを導入するメリットは小さい。

3 「長野県福祉医療費給付事業検討会」の設置について

(1) 検討会委員 5名

市長2名・町村長2名・県1名（健康福祉部長）

(2) 検討期間 平成29年1月～

(3) 検討会の下に幹事会（幹事11名）を設置

※検討会提出資料及び福祉医療制度について実務的な観点から検討

市町村福祉医療主管課長4名・県市長会1名・県町村会1名

県医師会1名・県歯科医師会1名・県薬剤師会1名・県2名

(4) 事務局 県健康福祉部健康福祉政策課

長野県福祉医療費給付事業検討会 設置要綱（案）

（目的）

第1条 国における医療保険制度改革及び福祉医療をとりまく状況の変化等を踏まえ、今後とも長野県の福祉医療制度が将来にわたり持続可能な制度として、県民福祉の向上に寄与するため、「長野県福祉医療費給付事業補助金」の見直し等所要の検討を行うことを目的とする。

（検討事項）

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行い、県、長野県市長会及び長野県町村会に対し提案を行う。

- （1）福祉医療費の給付方法
- （2）その他の検討を要する事項

（検討会の組織及び構成）

第3条 検討会に委員長及び委員を置く。

- 2 委員長は検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長の選出は委員の互選による。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから県知事が委嘱し、第2条の検討事項を検討する。
 - （1）長野県市長会代表 2名
 - （2）長野県町村会代表 2名
 - （3）県代表 1名
- 5 検討会に、補助機関として幹事会を設ける。

（幹事会の組織及び構成）

第4条 幹事会は委員長の命を受けて福祉医療制度の見直しに係る所要の検討、調整を行う。

- 2 幹事は、次に掲げる者をもって充てる。
 - （1）医療機関等の代表
 - （2）委員を選出する市町村の福祉医療主管部（課）長
 - （3）長野県市長会次長
 - （4）長野県町村会課長
 - （5）県関係課長

（会議）

第5条 委員による会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、検討内容に応じて必要な意見及び助言を得るため、学識経験者等の関係者を会議に招くことができる。

3 幹事会は、委員長が招集し、県健康福祉部健康福祉政策課長が議事を進める。

(事務局)

第6条 検討会の庶務は、県健康福祉部健康福祉政策課に事務局を設置し処理する。

(解散)

第7条 検討会は、その任務を達成したときに解散する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるものの他、検討会の運営に必要な事項は、その都度、委員が協議して別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年 月 日から施行する。

「長野県福祉医療費給付事業検討会」委員名簿

氏 名	所 属 及 び 職 名	備 考
加 藤 久 雄	長 野 市 長	
小 泉 俊 博	小 諸 市 長	
唐 木 一 直	南 箕 輪 村 長	
田 上 正 男	上 松 町 長	
山 本 英 紀	長 野 県 健 康 福 祉 部 長	

(事 務 局)

長野県健康福祉部健康福祉政策課医療福祉係

(4) 検討会における主要検討項目について

長野県福祉医療費給付事業検討会事務局
(長野県健康福祉部健康福祉政策課)

検討会における検討事項（案）

○国の国保減額調整措置の一部廃止に伴う福祉医療制度の扱いについて

検討項目1 現物給付の導入について

検討項目2 現物給付導入の対象範囲について

検討項目3 受給者負担金について

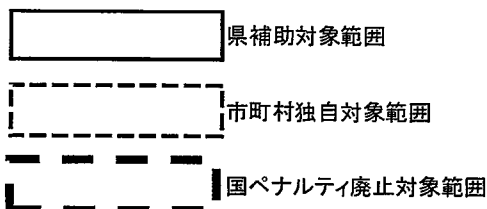
検討項目4 その他

○福祉医療制度の概要(高校生まで)と現物給付化のイメージ(全県ベース)

【国のペナルティ廃止(未就学児まで)に係る影響額】

※市町村数はH28.10.1現在 ※年齢区分ごとの人数はH28.10.1時点

区分	2割		3割		所得制限	
	0~6歳 113,320人	小1~小6 111,168人	中1~中3 61,128人	高1~高3 63,387人		
乳幼児	○廃止対象となるペナルティ額 91,555千円 ⇒ 0円 ○現物給付化により新たに発生する費用 附加給付停止額 104,815千円					
	通院	26市町村⇒		51市町村⇒		所得制限なし
	入院	24市町村⇒		53市町村⇒		
	障がい者	入・通院 高校生以下 約1,800人				
ひとり親 家庭	入・通院 高校生以下 約27,000人				児童扶養手当 準拠 ・14市町村は 所得制限なし ・軽井沢町は 20歳まで	



福祉医療費給付事業 各都道府県の給付方式

※現物・償還併用

→対象者（年齢など）により給付方式が異なる、市町村によって給付方式が異なるなど。

1 乳幼児等（H28年8月1日現在）

給付方式	数	都道府県名
現物給付	26	宮城県、秋田県、山形県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県、岐阜県、静岡県、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県
償還払い	6	福井県、 長野県 、三重県、奈良県、鹿児島県、沖縄県
現物・償還併用	15	北海道、青森県、岩手県、福島県、栃木県、神奈川県、富山県、石川県、愛知県、京都府、和歌山県、徳島県、愛媛県、長崎県、熊本県

2 障がい者（H28年4月1日現在）

給付方式	数	都道府県名
現物給付	22	北海道、秋田県、山形県、茨城県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県
償還払い	15	岩手県、宮城県、栃木県、埼玉県、福井県、 長野県 、静岡県、三重県、奈良県、香川県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、沖縄県
現物・償還併用	10	青森県、福島県、富山県、石川県、山梨県、愛知県、岡山県、徳島県、熊本県、宮崎県

3 ひとり親家庭（H28年4月1日現在）

給付方式	数	都道府県名
現物給付	24	北海道、秋田県、山形県、茨城県、群馬県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、高知県、福岡県、大分県
償還払い	16	岩手県、宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、千葉県、福井県、 長野県 、静岡県、三重県、奈良県、香川県、佐賀県、長崎県、鹿児島県、沖縄県
現物・償還併用	7	青森県、石川県、和歌山県、徳島県、愛媛県、熊本県、宮崎県

福祉医療費給付事業 各都道府県の自己負担の状況

1 乳幼児等（H28年4月1日現在）

自己負担の有無	数	都道府県名
あり	37	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、 長野県 、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
なし	9	宮城県、群馬県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、和歌山県、香川県

※新潟県：市町村への助成を「補助金」ではなく、「交付金」により行っているため、県基準なし。

2 障がい者（H28年4月1日現在）

自己負担の有無	数	都道府県名
あり	30	北海道、青森県、岩手県、山形県、福島県、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、 長野県 、静岡県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、
なし	17	宮城県、秋田県、茨城県、群馬県、埼玉県、福井県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、鹿児島県、沖縄県

3 ひとり親家庭（H28年4月1日現在）

自己負担の有無	数	都道府県名
あり	31	北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、 長野県 、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県
なし	16	秋田県、山形県、群馬県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、鹿児島県